

お知らせ

長時間労働者への医師による面接指導について

前回お知らせした医師による面接指導の要件は下記の通りとなります。

●一般労働者（研究開発業務従事者・高度プロフェッショナル制度対象者を除く）

- ① 1 ヶ月当たりの法定時間外労働が 80 時間を超える
- ② 疲労の蓄積が認められる

➡ 労働者の申出に応じて指導を行う

●研究開発業務従事者

- ・ 1 ヶ月当たりの法定時間外労働が 100 時間を超える場合
- ・ 1 ヶ月当たりの法定時間外労働が 80 時間を超える場合

➡ 労働者からの申出の有無に関係なく面接指導を行わなければならない

➡ 一般労働者と同じ要件のもと申出に応じて面接指導を行う

なお、経過措置が設けられており、その間は上記一般労働者の要件が適用されます。

1. 研究開発業務従事者について

平成 31 年 3 月 31 日（中小企業は平成 32 年 3 月 31 日）以前を始期にしている 36 協定を締結している場合→始期から 1 年間

2. 建設事業等、時間外労働の上限規制に適用猶予が認められている事業について

上限規制のない 36 協定を締結している場合→上限規制が適用されるまで（平成 36 年 3 月 31 日まで適用猶予有り）

年次有給休暇管理簿について

4 月 1 日から年次有給休暇取得が義務化されるにあたり、使用者は労働者ごとに時季、日数、及び基準日を明らかにした書類（年次有給休暇管理簿）の作成と 3 年間の保存義務が課されます。この管理簿は、労働者名簿や賃金台帳とあわせて調製することも可能です。また、いつでも出力できる状態であれば、システム上での管理も可能とされています。下図は厚生労働省に挙げられている見本です。

(例) 労働者名簿または賃金台帳に以下のような必要事項を盛り込んだ表を追加する。

年次有給休暇取得日数	基準日	2019/4/1 ← 基準日											
	取得日数	18日 ← 日数											
	年次有給休暇を取得した日付	2019/4/4(木)	2019/5/7(火)	2019/6/3(月)	2019/7/1(月)	2019/8/1(木)	2019/9/1(日)	2019/10/1(火)	2019/11/1(金)	2019/12/1(月)	2020/1/1(木)	2020/2/1(日)	2020/3/1(火)
	時季 (年次有給休暇を取得した日付)	2019/9/2(月)	2019/10/9(水)	2019/11/5(火)	2019/12/6(金)	2020/1/14(火)	2020/2/10(月)	2020/3/19(木)	2020/3/20(金)				

(補足) 基準日が 2 つ存在する場合 (P9 参照) には、基準日を 2 つ記載する必要があります。

(補足) 基準日から 1 年以内の期間における年次取得日数 (基準日が 2 つ存在する場合 (P9 参照) には 1 つ目の基準日から 2 つ目の基準日の 1 年後までの期間における年次取得日数) を記載する必要があります。

内容に関するお問合せやご相談は

吉田宏司事務所 (03-3274-0656 y-jimusho@fukusikyokai.com) までご連絡ください。